



2025年7月15日

各 位

会 社 名 パーク24株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 西川 光一
(コード：4666、東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 CFO 實貴 孝夫
(TEL：03-6747-8120)

社内調査委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、2025年5月30日に公表の「2025年10月期第2四半期（中間期）決算発表の延期および半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ」に記載のとおり、過去の英国版タイムズパーキング（以下、英国版TP）の運営件数および運営台数に重要な誤りがあることが発覚した事案（以下、当事案）を受けて、当事案の原因究明等のため、同日付で社外・独立の取締役を中心とする社内調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。本日、社内調査委員会より調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社内調査委員会による調査の概要および結果について

（1）調査目的

- ① 当事案に関する事実関係およびその内容の調査
- ② 当事案に類似する事象の有無およびその事実関係の調査
- ③ ①および②の原因分析ならびに再発防止策の提言

（2）社内調査委員会の構成

社外・独立の取締役を中心とする当社取締役5名で構成されております。なお、調査の専門性を補充するため、当社と特段の利害関係を有しない外部の専門家として、ひふみ総合法律事務所の弁護士をアドバイザーに選定いたしました。

委員長	長坂 隆	取締役（社外・独立）・監査等委員
委員	大浦 善光	取締役（社外・独立）
委員	丹生谷 美穂	取締役（社外・独立）・監査等委員
委員	黒木 彰子	取締役（社外・独立）
委員	山中 新吾	取締役・監査等委員
アドバイザー	矢田 悠	弁護士・公認不正検査士（ひふみ総合法律事務所）
アドバイザー	松原 由佳	弁護士（ひふみ総合法律事務所）
アドバイザー	篠田 春樹	弁護士（ひふみ総合法律事務所）
アドバイザー	高橋 可奈	弁護士（ひふみ総合法律事務所）

（3）調査期間：2025年5月30日から同年7月11日まで

（4）調査対象期間：2019年10月1日から2025年5月29日まで

（5）調査方法：

関係資料等の分析・検討、関係者へのインタビュー、社内アンケート、デジタル・フォレンジック

ジック調査等

(6) 調査結果

① 調査結果の概要

下表のとおり、2024 年 10 月期までの累計で、英国版 TP の運営件数および運営台数において、各連結会計年度の開発件数が報告値と実績値の間にそれぞれ 250 件、5,092 台の乖離が生じておりました。なお、当事案が発生した英国連結子会社 NATIONAL CAR PARKS LIMITED（以下、NCP※）および当事案の関係者について件外調査を実施した結果、当事案の類似事案は検出されませんでした。

※ 当社設立の現地法人と、株式会社日本政策投資銀行が設立した特別目的会社が、NCP 株式を 100%保有する MEIF II CP HOLDINGS 2 LIMITED の全発行済株式を共同で取得し、2017 年 8 月に子会社化した英国グループ会社

	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期	累計
①開発件数(修正後)	5	37	113	193	115	463
②開発件数(修正前)	6	37	150	280	240	713
③件数差 (①-②)	▲1	-	▲37	▲87	▲125	▲250
④乖離率 (③÷②)	▲16.7%	-	▲24.7%	▲31.1%	▲52.1%	▲35.1%

	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期	2023年10月期	2024年10月期	累計
①開発台数(修正後)	-	1,435	3,517	4,454	2,791	12,197
②開発台数(修正前)	-	1,436	4,584	6,009	5,260	17,289
③台数差 (①-②)	-	▲1	▲1,067	▲1,555	▲2,469	▲5,092
④乖離率 (③÷②)	-	▲0.1%	▲23.3%	▲25.9%	▲46.9%	▲29.5%

② 当事案の事実関係

調査報告書によれば、当事案に関し以下の事実が認定されております。

- ・ NCP においては、英国版 TP の件数のカウントールが不明確となっており、駐車場の開設における実地確認や写真確認も不徹底であったこと。
- ・ 英国版 TP の新規開発を行う実務者の一部が、上記状況に乗じて不適切な報告処理をしていたこと。
- ・ NCP における開発件数および台数の取締役会報告のプロセスが、営業部門のみで完結しており、他の部門による検証等が入らない仕組みになっていたこと。
- ・ 上記の実務者以外にも、公表された英国版 TP の運営件数および運営台数に乖離があることを認識し、または、認識し得た者も存在したものの、これらの者も数年にわたり抜本的な是正を行わなかったこと。
- ・ 英国版 TP の運営件数および運営台数に乖離があることに関連して、NCP 従業員による内部通報があったものの、NCP において適切な取扱いが行われず、当社に十分な報告がされなかったこと。

③ 当事案の原因分析

調査報告書によれば、当事案が発生し、その発覚・是正が遅れた原因として、以下の点が指摘されております。

- ・ NCP 内において、上位者に意見を表明しづらい組織風土が形成されていたこと。その下で、英国版 TP の開発を担当した複数の関係者が、件数目標達成のプレッシャーのもと、件数カウントに関する明確なルールが存在しない等の状況下で運用を継続していたこと。
- ・ 内部統制面では、NCP における 3 線モデルが機能不全に陥り、英国版 TP の件数に関する部門間のチェックが行われていなかったこと。
- ・ 当社担当部署においても本事案の発覚前に、問題の兆候を認識していた関係者がいたものの、問題の是正に向けた本質的な対応を講じておらず、親会社組織を通じた管理監督も機能しなかったこと。

- ・ 当社担当部署はNCPから乖離があることの報告を受けたものの、事態の重大性の認識を誤った等の理由から、調査や原因究明の開始までに時間を要したこと。
- ・ 人事ローテーションや研修制度の不整備等も重なり、組織として問題を是正する契機を設けられなかったこと。

2. 今後の対応について

(1) 過年度の有価証券報告書等および決算短信等について

2025年7月15日に公表の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、社内調査委員会の調査結果を踏まえて、当事案に関連する部分について訂正し、過年度の有価証券報告書および四半期報告書の訂正報告書を関東財務局に提出するとともに、過年度の決算短信および四半期決算短信等の訂正を行いました。なお、本訂正による連結・個別財務諸表への影響はありません。

(2) 再発防止策

当社としては、当事案を重く受け止めるとともに、社内調査委員会による再発防止策の提言を踏まえ、下記の再発防止策に取り組んでまいります。引き続き、再発防止策の実効性について検証し、さらなる改善に取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

① 駐車場事業海外の組織体制の見直し

駐車場事業海外に関する管理監督機能の強化のため、2025年7月15日付で当社グループ（当社および当社の海外子会社）の管掌役員の変更および当社の海外事業本部体制の変更ならびにNCPを含む全ての海外子会社の役員体制の変更を行いました。

加えて、海外子会社と当社経理部門および法務コンプライアンス部門との直接のレポートラインを構築し、決算財務報告および法令遵守に関する連携を強化してまいります。

② 内部統制の強化

内部統制の強化のため、日本国内で確立された件数管理の基準を、各国の実情に即しながらも横展開するとともに、検証プロセスを整備するなど、駐車場管理に関するルールとプロセスの明確化を図ってまいります。

また、当社グループ間の人的交流を強化し、駐在員のローテーション体制を構築し、組織の活性化を図ってまいります。

さらに、内部監査や内部通報制度の実効性強化のため、各地域における内部監査部門の独立性を担保、当社内部監査部門との連携強化による当社グループ全体での内部監査を強化するとともに、各地域で発生した内部通報事案が適時適切に当社へ伝達されるよう、当社法務コンプライアンス部門への定期報告の頻度・方法、報告文書の管理体制の見直しなどを通じ、管理監督を強化してまいります。

③ 監査等委員会と当社経理部門の連携強化

当社経理部門が得たリスク情報が適時に監査等委員会へ伝達され、同委員会による牽制・監督機能が実効的に発揮されるよう、両者の定期的な情報共有・意見交換の場などを制度的に担保し、連携を強化してまいります。

以上を実効性のある再発防止策として着実に実施するとともに、これらの防止策をより継続的に強固にする目的で、当社グループの役員および全従業員に対する事業理解の推進および内部通報制度の周知徹底ならびにコンプライアンス研修・教育等を実施してまいります。

3. 業績に対する影響について

本事案が2025年10月期の通期連結業績に与える影響はありません。なお、2025年7月15日に公表の「2025年10月期第2四半期（中間期）連結業績予想と実績との差異および通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」においても、当該影響は含まれておりません。

4. 社内処分について

当社は当事案を重く受け止め、経営責任を明確化するため、以下のとおり役員報酬の減額をいたします。

(1) 報酬減額の内容

NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役	1 名	月額基本報酬の 30%
パーク 2 4 株式会社 代表取締役・取締役等 (NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役との兼任者)	3 名	月額基本報酬の 30%
パーク 2 4 株式会社 取締役 (社外除く)	1 名	月額基本報酬の 10%

(2) 対象期間

2025 年 7 月から 3 ヶ月

(3) その他

当該報酬減額は、本日開催された指名報酬・ガバナンス委員会（特別の利害関係のある代表取締役社長は議決に加わらず）からの答申に基づき、取締役会にて同内容を決議したものです。

なお、当事案に管理責任を有していた海外子会社の取締役 1 名は、辞任いたしました。

[参考]

2025 年 5 月 30 日 2025 年 10 月期第 2 四半期（中間期）決算発表の延期および半期報告書の提出期限延長申請の検討に関するお知らせ

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/4666/tdnet/2630188/00.pdf>

以 上